

令和5年度

工事 第13号

おいらせ町津波避難誘導標識等改修工事

仕様書

おいらせ町 向平 外 地内

おいらせ町

## 第1章 総 則

### 第1条 適用範囲

本仕様書は、おいらせ町（以下「発注者」という。）が整備する、津波避難誘導標識等改修に係る事項について適用する。

### 第2条 目的

本委託は、おいらせ町で想定されている津波に対して、人命を最優先として被害軽減を図るために設置した津波避難誘導標識等を改修し、津波災害時の緊急かつ一時的な避難場所の存在及び避難経路を示すことにより、緊急時における速やかな避難に寄与することを目的とする。

### 第3条 件名

本仕様書に基づく工事の名称は、「津波避難誘導標識等改修工事」と称する。（以下「本工事」という。）

### 第4条 契約範囲

発注者と受注者間の本仕様書に基づく契約の範囲は、標識等製作、運搬、設置、調整並びに完成引渡し、及び関係機関への占用許可申請書作成までの一切を含むものとする。

また、契約時から完成引渡しまでの期間、工事に関わる関係箇所への連絡、打合せその他諸経費の一切並びにその他の手続に要する費用について、受注者が負担するものとする。

### 第5条 本工事により設置する標識の定義

本工事により設置する標識等は、第3章で定める標識等を指定位置に設置し、避難経路、避難目標地点、指定避難所を示すものである。また、一部の標識等においては、ソーラー式LED照明灯を併設する。

### 第6条 提出書類

受注者は、発注者が指定する期日までに次の書類を提出しなければならない。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| 1. 業務実施計画表          | 1部   |
| 2. 担当者通知書及び作業員名簿    | 1部   |
| 3. 工事写真             | 1部   |
| 4. 打合せ議事録           | 1部   |
| 5. 緊急時連絡体制表         | 1部   |
| 6. 申請書の提出書類の控え又は写し  | 1部   |
| 7. 完成検査申請書及び工事物件引渡書 | 1部   |
| 8. その他発注者が必要とする資料   | 必要部数 |

## **第7条 仕様書の疑義**

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合又は明記なき事項がある場合は、受注者、受注者協議の上、決定するものとする。ただし、発注者受注者解釈の相違が生じた場合は委託者の指示に従うものとする。

## **第8条 その他**

1. 本工事による標識設置位置は、道路、公共施設、学校等であり、工事業務の実施に当たっては、その本来の目的に支障を生じさせないように、施設管理者または地権者と協議の上、厳重な安全対策を講じて施工すること。
2. 工事業務の実施上、設計図書の記載事項以外においても、当然必要と思われる部分については、受注者の負担で施工すること。

## **第2章 指 定 事 項**

### **第9条 構造及び性能の基本条件**

1. 本標識に使用する材料等は、耐候性を有し長期間の使用に耐えるものとし、かつ人体に危険を及ぼさないよう安全の保持に十分配慮されたものであること。
2. 本標識は、地震や暴風雨及び積雪等の気象状況下においても、落下、飛散、倒壊しないものとする。

### **第10条 工事上の安全事項**

1. 工事の実施に際しては、十分な安全対策に留意し、かつ労働災害等に関わる一切は受注者の責任において行うこと。

### **第11条 その他**

1. 工事の実施に当たり、事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、施設管理者及び受注者に連絡しなければならない。
2. 工事の実施に当たり、標識設置施設の建造物及び機器等に損害を与えた場合は、直ちに施設管理者に連絡するとともに発注者と協議の上、受注者の負担において復旧すること。
3. 本工事完了に際しては、工事現場の後片付け及び清掃を行うこと。

## 第3章 標識等の概要

### 第12条 標識等の分類

設置する標識等の分類は、以下のとおりとする。

1. 誘導標識
2. 津波避難場所標識
3. 指定避難所案内板
4. 津波避難誘導案内板
5. ソーラー照明灯

### 第13条 標識の種類

標識等の設置箇所に応じて、設置方式の選定や景観対策を行うものとする。

### 第14条 標識板の材質

標識板の材質はアルミニウム合金製とし、表示内容を高輝度プリズムシートに印刷し標識板に貼り付けるものとする。

### 第15条 シートの仕上げ

高輝度プリズム反射シートの貼付けについて、シートの表面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなければならない。

### 第16条 標識の表示内容

1. 標識の表示する図記号や文字の大きさ、字体等は、可能な限り JIS Z 9097 に従うものとする。
2. 縦 600mm×横 400mm、縦 250mm×横 400mm 及び縦 700mm×横 330mm の標識は、視距離 10m とする。
3. 縦 600mm×横 900mm の標識（津波避難誘導案内板）は、視距離 1～2m とする。
4. 標識の表示する誘導先の名称、矢印の向き等は、別表に示すものとする。

### 第17条 設置標識図案の承認

1. 受注者は、契約締結後速やかに設置標識図案を作成し、書面により発注者に承認申請を行わなければならない。
2. 受注者は、前号の発注者の承認を受けた後に設置標識を作成することとする。

### 第18条 支柱の材質

支柱の材質は一般構造用炭素鋼管 STK400 とする。

ただし、縦 600mm×横 900mm の標識（津波避難誘導案内板）は、アルミニウム製の板と支柱一体となったものとする。

## 第19条 支柱の塗装

1. 縦 600mm×横 900mm の標識（津波避難誘導案内板）は、アルミニウム製のため、塗装は施さないものとする。

## 第20条 ソーラーLED照明灯仕様

### 1. 製品タイプ

照明柱一体型ソーラー式 LED 街路灯

※照明灯具の高さは 3m 程度とする。

※耐風速は、50m/s 以上とする。

※必要に応じて、案内板標識を添加できる構造とする。

### 2. 点灯動作

太陽電池パネルの出力により、日没検出後自動点灯し、点灯後一定時間経過の後、自動消灯する機能を有するものとする。また、設定された時間内に日出検出をした場合は、日出検出を優先して自動消灯する機能を有するものとする。

3. 太陽電池モジュールは、単結晶シリコン、公称最大出力 85W 以上の国内メーカーのものとする。

※ソーラーパネル部分には、鳥よけの対策が講じられているものとする。

※各設置箇所において最適な発電量が確保できるよう、必要に応じてソーラーパネルの向きが調整可能であるものとする。

4. LED 照明器具期待寿命は約 40,000 時間以上とする。

（LED モジュールの全光束が点灯初期に計測した値の 70%に下がるまでの点灯時間とする。）

5. 点灯時間は、14 時間以上のものとする（調光時間含む）。

※灯具 100%出力を 10 時間以上確保するものとする。

（設置箇所により、日射条件が悪く日射量が確保できない場合は、この限りではない。）

※点灯動作パターンが設置箇所の状況により変更可能なものとする。

（14 時間点灯動作パターンとして、3 パターン以上選定できること。）

※青森県おいらせ町エリアにおける月平均日射量より、最低月の日射量において点灯動作すること。

（発電量の容量計算書を提出すること。）

6. 無日照日数は、7 日以上とすること。

## 7. 照度性能

灯具高さは3～4.5m程度とし、以下の照度及び照度範囲を確保すること。

※灯具の直下照度は、15ルクス以上とする。

※灯具の0.5ルクス照射範囲は、設置位置から片側側方7m以上、前方7m以上とする。

8. 充電制御として、過充電・過放電防止制御を有すること。

9. 蓄電池保証期間は10年以上とすること。

10. 照明灯構造部（支柱、ポール等）について、必要に応じて、塩害対策仕様とすること。

11. 照明器具については、固定物および水気の浸入により有害な影響を及ぼさないよう防塵・防滴の対策が取られていること。

※公的機関の証明または自社による耐性試験等で、下記と同等の基準を満たすことが確認できるものであること。

①JIS8105-1：2010 「照明器具一第一部：安全性要求事項通則に規定するIP23相当の保護等級とする。」

②LEDモジュール及び反射板、レンズなどが収容される箇所はIP65相当の保護等級とする。

12. 動作保証温度は-10℃～40℃とする。

13. ソーラー照明灯の基礎は、現場打ちコンクリート基礎、または、スパイラル基礎とする。

## 第21条 地下埋設物管理者との協議

設置位置における地下埋設物の存在については別紙のとおりである。工事の際は近接する地下埋設物の管理者と工事について詳細な協議を実施し、必要があれば管理者と現場立会を実施し、さらに要請があれば試掘等による確認に対応すること。

## 第22条 標識等の設置、固定

1. 標識等の設置箇所は、発注者が指示する。

2. 設置については、設計資料に準拠すること。前条における地下埋設物管理者協議により、設置設計の変更が必要な場合は、発注者に報告し協議を行う。

## 第23条 その他

その他、仕様書に記載されていない事項、不明な点は、担当職員と協議の上、決定するものとする。

## 第4章 工 事 仕 様

### 第24条 共通事項

1. 管理者において、敷地内における入構者の禁止行為、留意事項等を定めている場合は、受注者及びその作業員はその定めを遵守しなければならない。
2. 工事実施に当たり当該建築物、既設設備等はもとより通常業務に対し危害、損傷又妨害を与えないよう留意し、適切な防護、養生等の処理を講ずること。
3. 工事着手に当たり、工事現場の施工管理体制及び事故発生時の緊急時連絡体制を確立すること。
4. 万一災害、事故等が発生した場合は、速やかに必要な処理を講じ、関係機関、発注者及び関係者に連絡すること。
5. 作業員のあらかじめ定められた区域以外の立入りを禁止する。やむを得ず立ち入る必要が生じたときは、管理者の許可を得て、その指示のもとに作業すること。
6. 作業に使用する工具、機器及び車両は、事前に点検して安全性を確かめて使用し、常に点検整備に努め、目的に十分適応したものを使用すること。
7. 標識の設置日時は、あらかじめ受注者において管理者と日程調整し、承認を得た後に行うこと。
8. 標識を搬入する際には、衝撃、損傷を与えないよう慎重に取り扱うこと。
9. 火気を使用する場合は、適切な防火、消火設備を設け、火気の取扱に十分に配慮するとともに、再点検等を行い事故防止に万全を期すこと。
10. 工事現場においては、常に整理整頓し、特に墜落等の危険性に十分配慮し、再点検を行い事故防止に万全に期すこと。
11. 工事期間中発生した廃材、残材については、「受注者」の責任において処分すること。
12. 搬入品の現地保管は行ってはならない。
13. 工事場所入退場時は、施設管理者に報告すること。

### 第25条 工事写真

1. 標識設置位置が公共施設及び民有地の場合における写真撮影は、工事業務上必要な最低限に留めなければならない。また、必要な場合は施設管理者から撮影の承諾を得ること。
2. 工事写真は、工事の着手前、施工中（主要な工事段階の工事状況）、施工後隠蔽される箇所（名称、日時及び寸法が確認できること）、完成及び発注者の指示する状況を撮影すること。
3. 着手前・完成は撮影位置を合わせること。
4. 仮設、安全管理の保安状況を撮影すること。
5. 測定値が正確に判るように撮影すること。
6. 記載事項は、具体的な材料を記載し撮影すること。

## 第26条 一般工事

1. 材料の搬入に当たっては、人力及び車両等を併用し、安全作業に努めること。
2. 工事場所及びその周辺における安全衛生等の管理を関係諸法規に基づいて行うこと。
3. 現場内における法令などで取扱者が規定されてる設備及び機器類の使用及び保守管理は、それぞれの有資格者に行わせること。
4. 施工に当たり、標識設置施設従業員、来場者、敷地内外の建物、構造物、機器、道路、通行人、及び近隣住民等に損害を及ぼす事のないよう十分配慮すること。
5. 工事現場は、必要とする保護設備を施すこと。
6. 設置施設管理者や第三者から苦情等の申出があった場合は、直ちに発注者に連絡するとともに誠意をもって必要な措置をとること。
7. 必要に応じ、発注概要などを周知させるための看板等を設置すること。
8. 全ての材料は新品を使用し、品質良好で本仕様書に示す条件を満たしたものの使用すること。
9. 標識は、点検、保守等を考慮し強固に取り付けるものとする。
10. 設置終了後、各標識の状況を確認し、補修等が必要な場合は速やかに実施すること。